

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	平成25年6月28日
【会社名】	株式会社御園座
【英訳名】	Misonoza Theatrical Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 長谷川 栄 胤
【本店の所在の場所】	名古屋市中区栄一丁目6番14号
【電話番号】	(052) 222-8201
【事務連絡者氏名】	取締役総務人事部長 宮崎 敏明
【最寄りの連絡場所】	名古屋市中区栄一丁目6番14号
【電話番号】	(052) 222-8201
【事務連絡者氏名】	取締役総務人事部長 宮崎 敏明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 5,100,000,000円 (注)募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年3月13日 (水)現在の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年3月18日に提出した有価証券届出書（平成25年4月26日、同年5月15日、同年5月28日及び同年6月4日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済み。）の記載事項につきまして、平成25年6月28日付で**有価証券報告書**を東海財務局長に提出したこと、及び、同日開催の定時株主総会において**第三者割当**に関連する議案が承認されたことに伴い、関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
- 4 新規発行による手取金の使途

第3 第三者割当の場合の特記事項

- 3 発行条件に関する事項
- 5 第三者割当後の大株主の状況
- 6 大規模な第三者割当の必要性

第三部 追完情報

第四部 組込情報

3【訂正箇所】

訂正を要する箇所及び訂正した箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

<訂正前>

種類	発行数	内容
普通株式	34,000,000株 (注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は1,000株であります。

- (注) 1. 当社は、平成25年6月28日開催予定の当社定時株主総会において、第三者割当（以下「本件第三者割当」といいます。）に係る募集事項の決定を取締役会へ委任することを決議し、その後、平成25年7月中旬開催予定の当社取締役会において、当該委任に基づき新規発行株式の発行を決議する予定です。当社は、平成25年3月18日及び平成25年5月28日開催の当社取締役会において、募集事項の決定を取締役会へ委任する旨の議案（以下「本件株主総会議案」といいます。）を上記定時株主総会に上程すること及び本件第三者割当に係る募集事項の一部を決定しております。本件第三者割当は、後記「募集に関する特別記載事項」に記載のとおり、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再生実務家協会による特定認証紛争解決手続（以下「事業再生ADR手続」といいます。）が成立すること、並びに上記定時総会において発行可能株式総数に係る定款変更のほか本件第三者割当に関する募集株式の数の上限及び払込金額（発行価額）の下限が承認されることが条件となります。なお、平成25年4月26日開催の事業再生ADR手続に係る債権者会議において、本件第三者割当の実施をその内容に含む事業再生計画の承認の決議が行われ、事業再生ADR手続が成立いたしました。
2. 本件第三者割当に係る発行価額、発行数及び発行価額の総額は、いずれも確定しておりません。発行価額の総額は、当社の財政状態並びに今後の割当予定先の候補者及び事業再生ADR手続における債権者との協議等を踏まえて

34億円を上限の目処として7月中旬に決定し、発行価額は同時期に割当予定先との交渉を経て決定いたします。したがって、上記発行数は発行株式数の上限を示したものであり、今後、本件第三者割当により調達すべき金額(発行価額の総額)が決定した後に、調達すべき金額を発行価額で除した数を目処に減少します。

(後略)

<訂正後>

種類	発行数	内容
普通株式	34,000,000株 (注)2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は1,000株であります。

- (注)1. 当社は、平成25年6月28日開催の当社定時株主総会において、第三者割当(以下「本件第三者割当」といいます。)に係る募集事項の決定を取締役会へ委任すること、本件第三者割当に関する募集株式の数の上限を34,000,000株とすること及び払込金額(発行価額)の下限を100円とすることを決議いたしました。今後、平成25年7月中旬開催予定の当社取締役会において、当該委任に基づき新規発行株式の発行を決議する予定です。
2. 本件第三者割当に係る発行価額、発行数及び発行価額の総額は、いずれも確定しておりません。発行価額の総額は、当社の財政状態並びに今後の割当予定先の候補者及び金融機関との協議等を踏まえて34億円を上限の目処として7月中旬に決定し、発行価額は同時期に割当予定先との交渉を経て決定いたします。したがって、上記発行数は発行株式数の上限を示したものであり、今後、本件第三者割当により調達すべき金額(発行価額の総額)が決定した後に、調達すべき金額を発行価額で除した数を目処に減少します。

(後略)

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

<訂正前>

(前略)

- (注)1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。
3. 前記「1 新規発行株式」の注2に記載のとおり、上記発行数は発行株式数の上限を示したものであり、今後、本件第三者割当により調達すべき金額(発行価額の総額)が決定した後に、調達すべき金額を発行価額で除した数を目処に減少します。
4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年3月13日(水)現在の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。実際の発行価額の総額は、当社の財政状態並びに今後の割当予定先の候補者及び事業再生ADR手続における債権者との協議等を踏まえて34億円を上限の目処として7月中旬に決定し、かかる金額に応じて資本組入額の総額も決定します。

<訂正後>

(前略)

- (注)1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。
3. 前記「1 新規発行株式」の注2に記載のとおり、上記発行数は発行株式数の上限を示したものであり、今後、本件第三者割当により調達すべき金額(発行価額の総額)が決定した後に、調達すべき金額を発行価額で除した数を目処に減少します。
4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成25年3月13日(水)現在の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。実際の発行価額の総額は、当社の財政状態並びに今後の割当予定先の候補者及び金融機関との協議等を踏まえて34億円を上限の目処として7月中旬に決定し、かかる金額に応じて資本組入額の総額も決定します。

（２）【募集の条件】

<訂正前>

（前略）

- （注）１．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- ２．発行価格は未定であり、今後、当社の株価動向を踏まえて割当予定先との交渉を行い7月中旬に決定いたします。発行価格は払込金額と同一であり、当社は、平成25年5月28日開催の取締役会において、本件株主総会議案で提案する払込金額の下限を100円とすることを決議しています。
- ３．上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

（後略）

<訂正後>

（前略）

- （注）１．第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- ２．発行価格は未定であり、今後、当社の株価動向を踏まえて割当予定先との交渉を行い7月中旬に決定いたします。発行価格は払込金額と同一であり、当社は、平成25年6月28日開催の定時株主総会において、払込金額の下限を100円とすることを決議いたしました。
- ３．上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。

（後略）

4【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

（前略）

- （注）１．払込金額の総額（発行価額の総額）は、前記「１ 新規発行株式」記載の発行数に平成25年3月13日(水)現在の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を乗じて算出した見込額であります。実際の払込金額の総額は、当社の財政状態並びに今後の割当予定先の候補者及び事業再生ADR手続における債権者との協議等を踏まえて34億円を上限の目処として7月中旬に決定します。
- ２．発行諸費用の概算額は、登録免許税、目論見書印刷費用等の合計額であります。

<訂正後>

（前略）

- （注）１．払込金額の総額（発行価額の総額）は、前記「１ 新規発行株式」記載の発行数に平成25年3月13日(水)現在の株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値を乗じて算出した見込額であります。実際の払込金額の総額は、当社の財政状態並びに今後の割当予定先の候補者及び金融機関との協議等を踏まえて34億円を上限の目処として7月中旬に決定します。
- ２．発行諸費用の概算額は、登録免許税、目論見書印刷費用等の合計額であります。

（２）【手取金の使途】

<訂正前>

（前略）

なお、本件第三者割当により調達した資金の最終的な支出時期は平成30年7月頃の予定ではありますが、当社としては、以下に記載する理由から、現在においてこれを調達することが必要であると考えております。

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性」に記載のとおり、また、当社は、平成24年3月期において、株式会社名古屋証券取引所が定める「株券上場廃止基準」第2条第1項第5号（債務超過）に該当し、1年

間の上場廃止の猶予期間に入り、平成25年3月期において債務超過の状態が解消されない場合、当社普通株式は原則として上場廃止となるとされており、しかしながら、同号及びその関連規定の定めにより、事業再生ADR手続において、原則として平成26年3月期までに債務超過を解消する事業再生計画を策定し、事業再生計画に基づいて事業再生ADR手続が成立した場合には、当該規定に定める所定の手続きを経て、さらに1年間、猶予期間の延長が認められ、事業再生計画の実行による債務超過の解消及びその後の有価証券報告書の提出等をもって、上場が維持されることとなります。

(後略)

<訂正後>

(前略)

なお、本件第三者割当により調達した資金の最終的な支出時期は平成30年7月頃の予定ではありますが、当社としては、以下に記載する理由から、現在においてこれを調達することが必要であると考えております。

下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性」に記載のとおり、また、当社は、平成24年3月期において、株式会社名古屋証券取引所が定める「株券上場廃止基準」第2条第1項第5号(債務超過)に該当し、1年間の上場廃止の猶予期間に入り、平成25年3月期において債務超過の状態が解消されない場合、当社普通株式は原則として上場廃止となるとされており、しかしながら、後記「募集に関する特別記載事項 1 事業再生ADR手続について」に記載のとおり、同号及びその関連規定の定めにより、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再生実務家協会による特定認証紛争解決手続(以下「事業再生ADR手続」といいます。)において、原則として平成26年3月期までに債務超過を解消する事業再生計画を策定し、事業再生計画に基づいて事業再生ADR手続が成立した場合には、当該規定に定める所定の手続きを経て、さらに1年間、猶予期間の延長が認められ、事業再生計画の実行による債務超過の解消及びその後の有価証券報告書の提出等をもって、上場が維持されることとなります。

(後略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

3【発行条件に関する事項】

<訂正前>

上記「1 割当予定先の状況」に記載のとおり、現状では割当予定先が未定であることから、本件第三者割当の発行価額を含む発行条件についても現状では未定であり、今後、割当予定先を選定する過程で、割当予定先との間で発行条件について当社の株価動向を踏まえた交渉を行います。本件第三者割当に関する交渉に要する期間に鑑みて、発行条件の決定及び割当予定先の最終的な決定は、平成25年7月中旬となる見込みであり、発行条件の決定にあたってはその時点までの当社の株価動向が反映されます。

払込金額については、当社の現状及び現在出資を依頼している割当予定先との間の交渉を踏まえ、発行条件の決定日(以下「発行条件決定日」といいます。)の前営業日の終値(株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値をいいます。以下同じ。)又は発行条件決定日に先立つ1か月、3か月若しくは6か月における終値の平均値のうち最も低い価額を基準に、10%から20%の範囲でディスカウントした金額とすることが合理的であると考えております。上記方式により算出される払込金額は、会社法に定める「特に有利な金額」に該当する可能性があります。その場合には取締役会限りで募集事項の決定を行うことができず、本件第三者割当に関する割当予定先との交渉が調ったとしても、機動的な募集株式の発行が阻害されるおそれがあります。このため、本件株主総会議案において払込金額の下限を100円としたうえで募集事項の決定について当社取締役会が委任を受け、今後の機動的な募集株式の発行に備えることを提案しております。

(後略)

<訂正後>

上記「1 割当予定先の状況」に記載のとおり、現状では割当予定先が未定であることから、本件第三者割当の発行価額を含む発行条件についても現状では未定であり、今後、割当予定先を選定する過程で、割当予定先との間で発行条件について当社の株価動向を踏まえた交渉を行います。本件第三者割当に関する交渉に要する期間に鑑みて、発行条件の決定及び割当予定先の最終的な決定は、平成25年7月中旬となる見込みであり、発行条件の決定にあたってはその時点までの当社の株価動向が反映されます。

払込金額については、当社の現状及び現在出資を依頼している割当予定先との間の交渉を踏まえ、発行条件の決定日（以下「発行条件決定日」といいます。）の前営業日の終値（株式会社名古屋証券取引所における当社普通株式の終値をいいます。以下同じ。）又は発行条件決定日に先立つ1か月、3か月若しくは6か月における終値の平均値のうち最も低い価額を基準に、10%から20%の範囲でディスカウントした金額とすることが合理的であると考えております。上記方式により算出される払込金額は、会社法に定める「特に有利な金額」に該当する可能性があります。その場合には取締役会限りで募集事項の決定を行うことができず、本件第三者割当に関する割当予定先との交渉が調ったとしても、機動的な募集株式の発行が阻害されるおそれがあります。このため、平成25年6月28日開催の定時株主総会において払込金額の下限を100円としたうえで募集事項の決定について当社取締役会が委任を受けることを決議し、今後の機動的な募集株式の発行に備えることとしております。

(後略)

5【第三者割当後の大株主の状況】

<訂正前>

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決数の 割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株) (注3)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%) (注4)
株式会社大丸松坂屋百貨店	東京都江東区木場二丁目18番11号	2,000	8.94	2,000	3.82
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,117	4.99	1,117	2.13
中部日本放送株式会社	名古屋市中区新栄一丁目28番地	1,000	4.47	1,000	1.91
松竹株式会社	東京都中央区築地四丁目1番1号	686	3.07	686	1.31
名古屋鉄道株式会社	名古屋市中村区名駅一丁目2番4号	600	2.68	600	1.15
清水建設株式会社	東京都中央区京橋二丁目16番1号	494	2.21	494	0.94
長谷川 栄胤	名古屋市昭和区	478	2.14	478	0.91
東宝株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目2番2号	300	1.34	300	0.57
阪田 和弘	鳥取市	217	0.97	217	0.41
株式会社名古屋三越	名古屋市中区栄三丁目5番1号	200	0.89	200	0.38
計		7,092		7,092	

(注) 1. 本件第三者割当前の大株主構成及び総議決権数に対する所有議決数の割合は、平成24年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第3位を四捨五入しております。

3. 割当予定先及び割当株式数が未定であることから、割当後の所有株式数の記載にあたっては本件第三者割当による新株式の発行を考慮しておりません。

4. 割当予定先及び割当株式数が未定であることから、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合の算出にあたっては、分母に相当する総議決権数にのみ前記「1 新規発行株式」記載の発行数に係る議決権の数を加算することとしております。

<訂正後>

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決数の 割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株) (注3)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%) (注4)
株式会社大丸松坂 屋百貨店	東京都江東区木場二丁目18 番11号	2,000	8.94	2,000	3.55
株式会社三菱東京 UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁 目7番1号	1,117	4.99	1,117	1.98
中部日本放送株式 会社	名古屋市中区新栄一丁目28 番地	1,000	4.47	1,000	1.77
松竹株式会社	東京都中央区築地四丁目1 番1号	686	3.07	686	1.22
名古屋鉄道株式 会社	名古屋市中村区名駅一丁目 2番4号	600	2.68	600	1.06
清水建設株式会社	東京都中央区京橋二丁目16 番1号	494	2.21	494	0.88
長谷川 栄胤	名古屋市長和区	478	2.14	478	0.85
東宝株式会社	東京都千代田区有楽町一丁 目2番2号	300	1.34	300	0.53
株式会社名古屋三 越	名古屋市中区栄三丁目5番 1号	200	0.89	200	0.35
三井住友信託銀行 株式会社	東京都港区芝三丁目33-1	180	0.80	180	0.32
計		7,055		7,055	

(注) 1. 本件第三者割当前の大株主構成及び総議決権数に対する所有議決数の割合は、平成25年3月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第3位を四捨五入しております。

3. 割当予定先及び割当株式数が未定であることから、割当後の所有株式数の記載にあたっては本件第三者割当による新株式の発行を考慮しておりません。

4. 割当予定先及び割当株式数が未定であることから、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合の算出にあたっては、分母に相当する総議決権数にのみ前記「1 新規発行株式」記載の発行数に係る議決権の数を加算することとしております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

<訂正前>

(前略)

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断

本件第三者割当により最大で34,000,000株の新株式が発行されることとなりますが、これは現時点における当社発行済株式総数22,500,000株に対し151.1%（平成25年3月31日現在の議決権総個数22,381個に対しては151.9%）となり、当社普通株式1株当たりの株式価値は希薄化することとなります。

しかしながら、上記「(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載のとおり、当社といたしましては、本件第三者割当を当社の計画どおり実施することができれば債務超過が解消されるために、現在上場廃止基準に抵触しているところ、株式価値の維持に不可欠な上場維持が実現すること、また、積水ハウスによる御園座会館の再開発を経て新築される劇場併設型分譲マンションの劇場部分の区分所有権を取得することで当社の中核的な事業である劇場事業において将来の収益性を改善することができること等から、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと考えております。従いまして、本件第三者割当に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

ただし、本件第三者割当は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上と見込まれる希薄化を生じさせることを内容としておりますので、平成25年6月28日開催予定の当社の定時株主総会において、募集株式の数の上限及び払込金額（発行

価額)の下限について、既存株主の皆様は特別決議によるご承認をいただくことを条件として実行することとしております。当社は、平成25年5月28日開催の取締役会において、本件株主総会議案で提案する払込金額の下限を100円とすることを決議しています。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本件第三者割当は、希薄化率が25%以上と見込まれることから、株式会社名古屋証券取引所が規定する「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第34条の定める経営者から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は株主総会決議などによる株主の意思確認を必要とします。

そのため当社は、前記「(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断」に記載のとおり、当社株式の希薄化を伴う本件第三者割当につき、平成25年6月28日開催予定の当社の定時株主総会において、会社法上の特別決議による株主の皆様のご承認を得ることとしました。

< 訂正後 >

(前略)

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断

本件第三者割当により最大で34,000,000株の新株式が発行されることとなりますが、これは現時点における当社発行済株式総数22,500,000株に対し151.1%（平成25年3月31日現在の議決権総個数22,381個に対しては151.9%）となり、当社普通株式1株当たりの株式価値は希薄化することとなります。

しかしながら、上記「(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載のとおり、当社といたしましては、本件第三者割当を当社の計画どおり実施することができれば債務超過が解消されるために、現在上場廃止基準に抵触しているところ、株式価値の維持に不可欠な上場維持が実現すること、また、積水ハウスによる御園座会館の再開発を経て新築される劇場併設型分譲マンションの劇場部分の区分所有権を取得することで当社の中核的な事業である劇場事業において将来の収益性を改善することができること等から、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと考えております。従いまして、本件第三者割当に係る株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

ただし、本件第三者割当は、上記のとおり既存株主の皆様に対して25%以上と見込まれる希薄化を生じさせることを内容としておりますので、平成25年6月28日開催の当社の定時株主総会において、募集株式の数の上限及び払込金額（発行価額）の下限について、既存株主の皆様から特別決議によるご承認をいただきました。また、当社は、上記株主総会において、払込金額の下限を100円とすることを決議しています。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本件第三者割当は、希薄化率が25%以上と見込まれることから、株式会社名古屋証券取引所が規定する「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第34条の定める経営者から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は株主総会決議などによる株主の意思確認を必要とします。

そのため当社は、前記「(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断」に記載のとおり、当社株式の希薄化を伴う本件第三者割当につき、平成25年6月28日開催の当社の定時株主総会において、会社法上の特別決議による株主の皆様のご承認を得ました。

第三部【追完情報】

< 訂正前 >

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第122期、提出日平成24年6月28日）及び四半期報告書（第123期第3四半期、提出日平成25年2月14日）（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由は以下の通りであります。以下に挙げた内容は、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成25年5月28日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

(後略)

<訂正後>

1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第123期、提出日平成25年6月28日)に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書の訂正届出書提出日までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成25年6月28日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

(以下「事業等のリスク」及び「2 臨時報告書の提出について」を全文削除)

第四部【組込情報】

<訂正前>

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第122期)	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	平成24年6月28日 東海財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第123期第3四半期)	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	平成25年2月14日 東海財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

<訂正後>

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第123期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月28日 東海財務局長に提出
---------	-----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月28日

株式会社御園座
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 田中登志男印
業務執行社員指定社員 公認会計士 鎌田修誠印
業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社御園座の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社御園座及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで6期連続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。また、当連結会計年度においては営業利益、経常利益を計上したが、当期純損失を計上したことにより、1,604百万円の債務超過の状態となっている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社御園座の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社御園座が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 6月28日

株式会社御園座
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 田中登志男 印指定社員
業務執行社員 公認会計士 鎌田修誠 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社御園座の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第123期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社御園座の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度まで6期連続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上している。当事業年度においては営業利益、経常利益を計上したが、当期純損失を計上したことにより、1,714百万円の債務超過の状態となっている。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表等には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

-
- (注) 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。